

令和2年度（2020年度）
第5回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2021年2月15日（月）午後3時開会
場 所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 すずらん

1. 開 会

○事務局（北村環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和2年度（2020年度）第5回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境局環境政策課長の北村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、本日は、委員総数17名のうち、過半数である10名にご出席いただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

本日は委員改選後初めての審議会となりますので、会長、副会長並びに新たな委員に任命させていただいた皆様をご紹介させていただきます。

まず、会長の北海道大学大学院農学研究員教授の中村太士委員でございます。

副会長の北海道大学大学院地球環境科学研究院准教授の藤井賢彦委員でございます。

続きまして、新たに委員に就任いただいた委員でございますが、北海道教育大学岩見沢教育学部教授の能條歩委員でございます。

酪農学園大学農食環境学群環境共生学類准教授の吉中厚裕委員でございます。

また、今回再任いただいた委員の方々におかれましても、委員の任期につきましては2年間の令和4年12月までとなりますので、皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（北村環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の築地原からご挨拶を申し上げます。

○築地原環境生活部長 環境生活部長の築地原でございます。

令和2年度第5回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、悪天候の中、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より道の環境行政の推進に当たりまして特段のご理解とご協力を賜っておりますことにこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の審議会では、平成28年7月に諮問をさせていただきまして、これまで、長期間にわたり調査、審議をいただいてまいりました北海道地球温暖化対策推進計画の見直しが議題となっております。

委員の皆様もご承知のとおり、道及び国は2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとして打ち出しております。国は、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を経済成長の柱の一つに位置づけております。地球温暖化対策部会での審議では、こうした国の新たな動向なども勘案しながら第3次計画の在り方について審議をいただいていたところであり、本日は、その答申案についてご議論をいただき、ご答申をいただければと思っております。

このほか、報告事項も4件予定してございますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことは大変高いハードルだと考えております。しかし、その実現に向けまして、豊富な再生可能エネルギーや全国の22%を占める広大な森林の吸収源対策を最大限活用するとともに、省エネルギーなど、従来型の対策と併せまして、革新的なイノベーション等により削減を進めることは本土における経済と環境の好循環の実現にもつながるものであり、道といたしまして、庁内はもとより、産学官民、様々な皆様と連携協働し、その実現に向けて着実に取り組む考えでございます。

委員の皆様には、引き続き、道の環境行政の推進に当たりまして様々な形でお力添えを賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（北村環境政策課長） 部長の築地原につきましては、業務の都合により、ここで退席させていただきますことをご了承願います。

○築地原環境生活部長 大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

〔環境生活部長は退席する〕

○事務局（北村環境政策課長） 次に、配布資料についてです。

確認に先立ちまして、審議会資料につきましては委員の方々からも内容を確認する時間を確保してほしいという意見がありましたが、送付が直前となってしまいましたことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

本日の資料につきましては、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1から資料5となっております。なお、資料1については資料1-1から資料1-5、資料2については資料2-1から資料2-2、参考資料、資料3については資料3-1から資料3-3、資料4については資料4-1から資料4-2、資料5が本紙、ほかは参考資料となっております。式次第の裏側に配付資料の一覧を載せております。配付漏れ等がございましたら、事務局にご合図を願います。

それでは、これからの議事進行につきましては中村会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 それでは、前期から続いておられる委員も新しい委員もよろしくお願いいたします。

まず、今、部長からもお話があったとおり、今日のメインの議事は、（1）の答申と書

いてある北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてです。

私もこの部会に参加していますが、この中にも何人かおられます。久しぶりに大変なと
いますか、けんけんごうごうな議論をいたしました。

理由は、先ほど仰られたとおり、菅総理が2050年カーボンニュートラルを宣言した
ということで、それに対してどうやって具体的な数字を詰めていくかということだからで
す。当初は、どちらかというとなんげな形で提案されていましたが、それを具体的にどう
達成するのかということも委員も強く主張したのです。そして、事務局にも頑張ってい
ただきまして、各部署にまたがることですので、そう簡単に調整はなかなかと想像し
ますけれども、特に部会長が頑張ってくれて、今回、答申にこぎつけたということです。
そうしたことがあり、皆さんのお手元に早めに資料を送ることができなかったのはそのた
めだと想像します。

資料を見る時間がなかった方々には申し訳ないですけれども、部会としては精いっぱい
の努力をしてつくられた計画だということで、忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと思
いますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速、議事（1）に入ります。

藤井部会長から、ご説明お願いたします。

○藤井部会長 地球温暖化対策部会部会長の藤井でございます。

それでは、早速ですけれども、地球温暖化対策部会に付託されました北海道地球温暖化
対策推進計画の見直しに関し、部会での調査審議の結果をご報告いたします。

お手元には、関係資料として資料1-1から資料1-5を配付していただいていると思
います。資料1-1が部会での調査審議の結果、資料1-2が部会で取りまとめた計画案
の概要、そして、資料1-3から資料1-5が本編、対策・施策編、資料編となっております。

まずは、1枚物の資料1-1をご覧ください。

1の計画策定の趣旨についてです。

北海道地球温暖化対策推進計画（第2次）の計画期間が今年度末で終わります。しかし
ながら、先ほどご案内がありましたように、昨年3月に北海道が2050年までに温室効
果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明しました。そして、現行計画の進捗状況、国
の動きなどを踏まえ、第3次となる新しい対策推進計画を策定することとしました。

次に、2の調査審議に係る経緯についてです。

国の地球温暖化対策計画が策定された平成28年に道から環境審議会に対して見直しの
諮問があり、当部会に調査審議が付託されたことから、これまで、部会において見直しの
方向性や社会経済状況の変化などを踏まえた課題、温室効果ガス排出量の削減目標など
について審議してまいりました。途中、北海道気候変動適応計画の調査審議を優先したとい
うこともありまして、大変長きにわたりましたが、このたび、今年度第5回の部会におい
て部会案を取りまとめました。

次に、3の取りまとめに当たっての考え方についてです。

2050年までの温室効果ガス排出量について実質ゼロを目指すことを長期目標とするとともに、中期目標として2030年度の削減目標を設定し、その達成に向けた取組の基本方針や重点的に進める取組等を示すこととしています。

次に、4の第3次計画（素案）の主な内容についてです。

この後、資料1-2において詳しくご説明いたしますが、現計画とは大きく構成を変え、本編、対策・施策編、資料編の3部構成とし、本編は、多くの道民の皆様や事業者の皆様にご覧いただけるよう内容を絞って20ページにまとめ、計画の位置づけや削減目標のほか、取組の基本方針、重点的に進める取組などを簡潔に示しております。

また、対策・施策編では、分野ごとの対策・施策を、資料編では、計画策定までの経緯に加え、国内外の動向、温室効果ガス排出量の状況、削減目標の算出方法などをまとめて示しております。

次に、資料1-2をご覧ください。

素案の概要をご説明いたします。

左上の1のはじめから5の北海道の地球温暖化に係る現状では、本計画の方向性や位置づけ、そして、期間、国内外の状況などを記載しておりまして、新しい計画は、2050年までの実質ゼロの実現に向け、計画期間を2021年度から2030年度までの10年間としております。

また、道内の温室効果ガス排出量の現状や豊富な再生可能エネルギーなどの本道の特徴を記しております。

資料の右上の6の北海道の削減目標ですが、長期目標で目指す姿を示し、2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロとすること、そして、ゼロカーボン北海道の実現を掲げるほか、計画期間の最終年度である2030年度の削減目標として基準年とする2013年度に比べて35%削減としています。

その下の7の温室効果ガス排出抑制等の対策施策ですが、取組の基本方針として、豊富な再生可能エネルギーなどの地域資源を最大限活用した地域循環共生圏の創造を進めながら、環境と経済が好循環するグリーン社会の構築、健康で快適な暮らしの実現などとの同時達成を目指すこととし、あらゆる施策や計画に脱炭素の観点を組み込み、脱炭素化を促進することとしています。

また、その右側の図ですが、ゼロカーボン北海道を目指す上では、Change、Challenge、Creationの三つをキーワードとして取組を進めることとしており、一つ目のChange（転換）では、テレワークなど、新しいビジネススタイルの導入促進やESG投資の拡大など、環境課題への対応が経済成長につながるというスタイルや発想の転換、そして、二つ目のChallenge（挑戦）では、再生可能エネルギー賦存量の最大限の活用や吸収源の確保など、あらゆる社会システムの脱炭素への挑戦、さらに、三つ目のCreation（創造）では、再生可能エネルギー由来の水素の利用拡

大など、大幅な温室効果ガスの排出削減につながる革新的イノベーションの創造を進めていくという考え方を示しております。

そのほか、2030年度の目標達成に向けて重点的に進める取組としては、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化、再生可能エネルギーの最大限の活用、そして、森林等の二酸化炭素吸収源の確保の三つの柱を立てて、それぞれ丸印で示している取組を進めます。

なお、2030年度までは、それ以降、より一層加速すると考えられる排出量の削減のための土台を築く重要な期間と位置づけ、これらの取組を長期的な視点を持ちながら、道民の皆さんや事業者の皆さんなどの様々な主体との連携協働により積極的に進めることとしています。

左下の8の2050年のゼロカーボン北海道のイメージですが、この実現のイメージを左側に示しており、革新的なイノベーションの推進、水素サプライチェーンの広域展開など、実質ゼロの実現に向けて必要となる長期的な取組の方向性を示すとともに、ゼロカーボン北海道が達成された暮らし、目指す姿のイメージを右側のイラストで示しております。

最後に、一番右下の計画の推進体制などについてですが、幅広い関係者との連携協働を進めるほか、庁内の推進体制として知事をトップとする分野横断組織の活用による施策の総合的かつ計画的な推進に努めるほか、定期的に計画の進捗状況の評価を受けることとしています。また、計画は、進捗状況や社会情勢、経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととしています。

そのほか資料については、時間の関係上、説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、当部会で取りまとめた計画案についてご報告いたしました。道では、この後、今月下旬からパブリックコメントを実施し、3月下旬に新たな計画を決定する予定と聞いております。

なお、脱炭素社会の実現に向けた潮流は、今後、国内外で一層加速すると考えられることから、計画の推進状況や社会経済情勢の変化に対応するため、今回策定する計画については、計画期間の中間年に限らず、弾力的に見直しを図り、効果的な施策の推進に努めることが必要と考えております。そのため、道においては的確な対応を引き続きお願いしたいと思います。

部会委員からの説明は以上になります。

ただ、先ほど会長からもご示唆がありましたけれども、今回、この計画を取りまとめるに当たりまして、1年前に鈴木知事がトップダウンでカーボンゼロを打ち出しました。そして、国ではその半年後にカーボンゼロを菅総理が打ち出しました。

政治としてはそういうことが必要だと思いますが、先ほど会長からもご示唆がありましたように、具体的に数字として実現可能かどうかは1年前あるいは半年前には議論をされておりました。

そこで、当部会としては、当初の予定よりも部会の回数を増やして、委員の皆様本当に建設的なご議論をいただきました。時には辛辣な意見もございましたけれども、大変前向きな、前に進みたいという意思を感じましたし、非常に大変ながらも何とかまとめることができ、ほっとしております。

それから、行政の仕事というのはなかなか評価してもらえないのですが、私が強く申し上げたいのは、今回、関係局の担当の方におかれましては大変なご苦勞をされたということです。なぜ大変かという、カーボンゼロを2050年までに達成するということが現段階においては非常にチャレンジングなことであるからです。

今回、マイナス35%という目標を示しましたが、これに対して道民の皆さんからいろいろなコメントを今後いただけるものと思っておりますが、この目標を達成したら2050年にカーボンゼロになるかという、必ずしもそうとは限らず、今後、今回まとめたことを着実にやっていかなければなりません。

特に、カーボンゼロというのは、基準年を変える操作で数字が変わるものではないので、大変難しいことです。ただ、今回の計画は、他の都府県のものに比しても遜色のない内容だと私は自負しておりますし、社会経済との両立も含め、道にとって大変前向きな方向でやっていただければと考えております。

今回の計画に関係された皆さん、本当にどうもありがとうございました。今後とも引き続きよろしく申し上げます。

それから、前回までの計画と違うところについてお話しします。

二酸化炭素の削減を今までと同じペースでやってはいけないということは分かりましたけれども、それとともに、今年は新型コロナウイルスがあり、社会の優先順位が大きく変わりました。

先ほども申し上げましたけれども、計画については10年という計画期間があり、見直しの機会はそうなかったのですけれども、今後は、部会として、もうちょっと弾力的あるいは順応的に、社会状況に鑑みて見直しを行っていくことでより効果的な施策の推進に努めていきたいと考えております。

私からはこのような意見を述べさせていただきますけれども、委員の皆様からもご意見を賜れば幸いです。

私からの報告は以上になります。

どうもありがとうございました。

○中村会長 資料1-1と資料1-2だけでは確かに数字的なエビデンスが見えないので、ちょっとつらいところはあるかもしれませんが、聞いていただければ、事務局もしくは藤井部会長からそれはここに載っていますということが言えると思いますので、ご質問やご意見をどうぞお願いいたします。

○児矢野委員 すごく大変だったと思います。ご苦勞さまでした。大変に大部ですし、すばらしいと思います。

1点お聞きします。

細かいところで恐縮ですが、ポンチ絵というのでしょうか、図の計画の推進体制についてです。

横断的に全てに反映させるのは非常に大変でしょう。利害関係も絡みますし、それぞれにビジョンが違ふだろうとも思います。ただ、部局横断組織により横の連携を強めるとありますよね。

そこで、知事をトップとする部局横断組織というのは具体的にどういうものを想定されているのか、この施策をより強固に推進するために特に想定しておられるものはあるのか、お聞きします。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 現状についてですが、まず、地球温暖化対策本部という知事をトップとした関係部長から成る組織がございまして、そこで情報共有などをさせていただきます。また、その下に私どもの課長レベルの幹事会というものがあって、その中で細かな話をするようになっております。

今後についてですが、今ご質問があったように、推進体制も今までのものではないかと考えております。全てが固まっているわけではないのですが、道庁におきましては、出先機関も含め、組織を変えていこうと考えております。

また、今までは関係部の者が集まっての情報共有でしたけれども、今後事業を進めていくに当たって必要となる部局の者でまとまり、取組がより充実するようにといいますか、進められるようにできないかといったことも考えています。

○藤井部会長 今回実感したのは、削減に関し、環境審議会マターで閉じないということです。特に、新エネや省エネに関しては経済部マターですよ。

それから、再生可能エネルギーだ、電気自動車だとどんなに頑張っても、ゼロにするのがせいぜいです。普通、物をつくれれば排出は生まれるわけで、吸収源が必要となります。2050年までにはCCSなんかも視野に入りますが、ここで大きく考えているのは森林の吸収源です。そうすると、それは水産林務部マターとなります。

このようにして関係部局と密にやっついていかないと全くもって先に進めない状況で、今までのマインドではおぼつかないということです。

それから、2050年までにゼロになっていけばいいのではないかとということが言われています。しかし、これは小学生が8月末に宿題を終えていけばそれでいいとかいうことではありません。

パリ協定でも言われていますが、いち早く減らすほど社会リスクは減らせるのです。ですから、35%に間に合わせたとか、2050年ゼロにしたとかということではなく、できるだけ早くやりたいということなのです。ですから、もう加速度的にやっついていかないといけないわけです。それも、道民の理解を得つつやっついていくということで、非常にチャレンジングなものとなります。

しかし、ほかの都府県がそうですが、吸収源を担保できないところが多い中、北海道は

むしろリードできるポテンシャルがありますし、そうであってほしいと私は考えております。

○中村会長 ほかにございませんか。

○佐々木委員 今ご説明をいただいて、何と申しますか、専門的な知識のない自分でも非常にご苦労されたのだなということにはうなずけますので、頭が下がります。

ただ、若干的外れだったら申し訳ないのですけれども、既存の新技术を導入していただけど、表現をお借りすればチャレンジだというようなことだと思うのですよね。そうなってくると、恐らく、新技术の開発にも目を向けないといけないのではないかと思います。かつ、そうになったら、それは経済との両立ということにもなるので、そういう方向に力を入れていくことになればいいのかなとお聞きしておりました。

しかし、中身や見出しも見せていただいたのですけれども、そうした具体的な取組がどういうものなのかが見えないのです。もちろん、将来的なことですし、まさに新技术ということなので、具体的に定めるのはなかなか難しいとは思いますが。でも、そこを意識してつくらないといけないのではないのでしょうか。

動き出しの時点では難しいにしても、中長期的にはやっていかないといけないのかなと思ったのですけれども、その辺りについてはどういってお話がされていらっしゃるのでしょうか。

○藤井部会長 ごもったもなことです。

ただ、今回、冒頭に会長からもご示唆がありましたけれども、エビデンスのないものを積み上げることはなかなかできないということです。

当初は、かなり野心的というか、人の頑張りに依存するところがあったのですけれども、やはり、エビデンスがないといけないということで、部会の中でも論客系の委員からそういう至極真っ当なご意見が出ました。

なお、今回の35%というものはエビデンスに基づいた試算です。今、佐々木委員からご指摘がございましたけれども、例えば、資料1-3の11ページには、2050年に向けてどういった取組のビジョンがあるかを書いております。これは資料編にも若干書いておりますので、そこをお目通しいただいた上でご意見をいただければと思います。

また、例えば、環境問題に対する普及啓発活動による効果というのはなかなか定量化しにくいので、それは今後の課題であるというところです。

○佐々木委員 まさに自分がイメージしていたのが環境投資など、まさに普及啓発活動などだったのですが、ご説明いただいたことはごもったもなだと思います。

いずれにしても、自分としてもこの枠組みはやっぱり進めていかないといけないなと思うし、実現のためにやっていけたらなと思います。

○中村会長 エビデンス的なものについては、例えば、10ページを見ていただくと、指標が載っています。見えないイノベーションの議論は当然できないので、現状で見えているものでは、例えば、燃料電池自動車について、具体的な台数のイメージを描いています

し、産業部門、業務部門、家庭部門とあるところの下を見ていただくと、どのぐらいを目指せばこのぐらい減るという計算もしてくれています。

このように数値目標的なものがある程度出てきたということですが、本当に2030年までにできるかどうかの問題で、さらにとということになると今言われた新たな技術みたいなことが将来的には出てくるのかもしれませんが。

また、35%についてですが、14ページをご覧ください。

私も、最初、これは按分なのですかという話をしました。要は35%ありきでトップダウン的にやってしまったのかなと思ったのですけれども、そうではなく、積み上げでやっていったときに最終的に35%になるということです。そして、他の都府県と比べてどうですかと聞くと高いレベルだということでした。

ただ、2050年に実質ゼロですから、どこで高かろうが2050年にゼロまで持っていくには35%でも駄目だというか、もっと下げなければいけないのは事実です。

ほかにございませんか。

○吉中委員 すばらしい計画だと思います。そして、チャレンジングだということも全くそのとおりだと思います。

今、エビデンスの話が出ていたのですが、エビデンスに基づかない話をしてもいいでしょうか。

2050年には北海道ではカーボンネガティブ、つまり吸収量が排出量を上回ることを目指すといった議論はありましたでしょうか。全国あるいは世界にむしろプラス面で貢献できるとすれば、それが可能なのは日本の中では北海道ならではのいいですか、数少ない地域の一つかなと思うのです。そういう議論がもしどこかであったのであれば教えていただければと思います。

特に、エビデンスということであれば、今お話があった14ページに削減目標が出ていますよね。吸収量のほうはマイナス753万トンと出ているのですけれども、どうやればこれをもうちょっと増やしていけるのかです。もちろん、CCSみたいな新技術も視野に入ってくるのかもしれませんが、むしろ、森林あるいは湿原の保全を強力に推進することで吸収量が積み上げられないのかなという気がするのですね。その辺りで何かご議論があったのであれば教えていただければと思います。

○藤井部会長 森林に関しては山野井委員がご専門で、ここについてはかなり突っ込んだ議論がなされていましたが、やはり、今後の気候変動と社会の在り方ですね。

まず、気温が上がるということで、吸収量を増やす分と減らす分があるということです。また、北海道では、今のところ、残念ながら林業に従事するといえますか、林業の振興により吸収源の増強につながるということについて、正直、見えていない部分があると思います。そういうところをいかにどうするかということですが、これは環境審議会マターだけで閉じないことですが、そういう議論がありました。

それから、吉中委員からご指摘いただきましたネガティブエミッションについてです。

例えば、CCSもそうですけれども、BECCSというバイオマス燃料で火力発電をやり、それで吸収したものをCCSにするとネガティブになるというものがありますよね。

これらは特に議論が出たわけではないですけれども、社会的にはそういうことが言われていますし、資料編ではCCSのことも含まれていると思います。

また、全く議論になっていないですけれども、海も吸収します。ブルーカーボンという概念でそういう方向に行っています。ただ、それは今回の施策に盛り込むほどの精度ではないといえますか、サイエンスのほうは追いついていないので、入れていません。ただ、今後はそういうことも当然考えていく必要があるかと思っています。

それから、森林に関しては生物多様性とのトレードオフということがあります。それこそ、部会を超えた環境審議会としていろいろと議論していく必要があるかと思っています。そして、そのためにも順応的、弾力的に見直していくというスタンスとしております。

ですから、全部ではないですけれども、森林に関してはそういう活発な議論があったということはご報告いたします。

○中村会長 僕は中身を読んでないのですが、今、藤井部会長が仰ったことについてです。この前の朝日新聞でしたか、河野さんが風力などの再エネのアセスの基準を緩めろと言っているという話が聞こえてきたとありました。

僕も国交省の社整審の環境部会に入っているのですけれども、言っておかなければいけないのは、再エネと生物多様性の保全はきちんとやらないと、どう考えてもトレードオフ関係が出てしまうということです。

両方を推進することは重要なのですけれども、それを設置する場所、これは太陽光パネルもそうですけれども、ライフサイクルアセスメントが重要です。太陽電池にしても、最後の廃棄するまで、汚染物質が出ないように含め、注意深くいかないと、一般の人たちに両方をやっとうまくいくみたいな感じに思われてしまうとよくないかなという感じがしました。

ここに書いてあったかどうかは分からないのですけれども、再エネ導入というのは、もろ手を挙げて多様性の保全、環境の保全に役立つとは必ずしも言えないということもちゃんと肝に銘じておいたほうがいいかなと思いました。

これからパブコメに入るのですよね。ちょっと時間がなかったので、委員の皆さんも十分読み切れなかったと思います。この会議が終わった後でも結構ですので、気づかれた点がありましたら事務局に言っていただいて、最終的によい答申にしていければなと思います。

それでは、ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、今の報告についてはお認めいただいたとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱いたいと思います。

ただ、各部署と調整しなくてはいけないところもあります。そのため、今回書かれたもので完全によしということにはどうもならないみたいで、附帯意見をつけたらどうかという提案を事務局からいただいておりますので、それを読み上げさせていただきます。

北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）策定に関する答申に関わる附帯意見です。

北海道の新しい地球温暖化対策推進計画（第3次）の策定に当たっては、現在作成中の道の関連計画と整合性を図ること、また、脱炭素社会に向けた潮流は、国内はもとより、世界で加速すると考えられることから、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間の中間年に限らず、弾力的に見直しを図り、効果的な施策の推進に努めることとのことです。

先ほどのとおり、これから社会情勢や経済情勢が変わっていくと想像されるので、これをひとまず答申として受け入れていただいたにしても、その後、弾力的に見直しを図っていききたいという部会の意見も含めた提案ですけれども、これについていかがでしょうか。

○児矢野委員 非常に初歩的なことですが、35%という目標の見直しはしないのですよね。

○中村会長 その辺はどうでしょうか。附帯意見の意味ですが、それも多少変わる可能性があるのでしょうか。

○事務局（土肥気候変動対策担当局長） 見直しというのは計画全体の見直しとなりますので、目標も含め、しっかり吟味してということになると思います。

それから、国の動向ということについてです。今後、国でも計画の改定等があれば、それに基づいて目標値が変わってくるということもあると思いますので、そういったのも勘案し、見直しをすることになると思います。

ですから、附帯意見でそういうふうにつけていただければ、そういう考えを持ってこれから計画を推進していきたいと考えております。

○中村会長 多分、児矢野委員が仰っているのはむしろ逆で、目標水準を35%から落とされてしまうのではないかと、そういうこともあり得るのではないかとということですよね。

値については、今回の部会の中では実現達成可能な値として皆さんに納得してもらわないといけません。例えば、これが5%もずれるとなってくると、それはそれで困ると思うのですけれども、いかがですか。

○事務局（土肥気候変動対策担当局長） 現在、庁内で調整している中ではこういう形にできるとは思っておりますので、この目標をしっかりと達成できるように、下がらないようにしたいと思っております。

○中村会長 納得していただけますか。

○児矢野委員 何か、目標まで全部が変わってしまうと、要するに、プリンシプルも理念もみんなが変わってしまいますよね。ですから、目標はあって、それを実現するための道筋について見直しを図るといふのであればすごくよく分かるのです。でも、究極的に立てた

目標についても見直しがあるとしますと、一体何のためにやったのかとなるのではないかと考えたのです。

それなりの正当な理由があればいいと思うのですけれども、全部を大風呂敷に何でも見直しをすることにしてしまうと、利害調整の間で骨抜きになってしまうかもしれず、ちょっと不安だなと思います。だから、まさに会長が仰っていることと同じです。

○事務局（土肥気候変動対策担当局長） ゼロカーボンという高い目標は変えられないものでありますので、それに向かっていく上で目標を下げることはできないと思って計画をつくっておりますので、そういう意識で行きたいと思います。

○中村会長 ですから、目標の35%は重いということですね。ここで答申した以上、この値は非常に重いとの審議会としては確認したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、今の附帯意見をつけさせていただき、この答申を了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 ありがとうございます。

事務局に確認しますが、本日の会議の終了までに答申の作業が間に合うということでしょうか。

○事務局（土肥気候変動対策担当局長） はい。

○中村会長 それでは、後で答申書を配っていただければと思います。

○児矢野委員 こだわるようで恐縮ですけれども、附帯意見の中の目標はできる限り維持するというようなことを書くとは逆効果ですか。そこら辺はきちんと議事録に残していただくということでいいと考えるのもありかなとは思いますが、いかがですか。

○中村会長 ひとまず議事録にはちゃんと残していただきます。

また、今の答申では、目標の35%は守っていただくという局長の説明もあったということでは了承したいと思います。

それでは、4の報告事項に移ります。

（1）の指定事項に係る報告事項です。

最初に、温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 本日は温泉部会長の高橋委員が欠席しておりますので、保健福祉部健康安全局食品衛生課長の斉藤がご説明させていただきます。

温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告いたします。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議され、その結果が北海道に答申されています。

お手元の資料をご覧ください。

資料２－１の令和２年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和２年１月１８日に第３回温泉部会を開催いたしまして、その議案一覧を資料２－２として添付しております。

次の資料をご覧ください。

当部会の開催時は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下にあったことから書面開催といたしまして、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請について、委員、専門委員の意見を事務局が集約する形で審議が行われました。

審議の結果でございますが、全ての議案につきまして許可相当とされております。

温泉部会における審議結果の報告は以上でございます。

○中村会長 これについてのご質問はいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 部会の決定が本環境審議会の決定になるというものの一つです。

前に、温泉部会では、湯量が小さくなってきたということで、許可の制限も加えていくということを慎重にやっておりますが、その見地から見ても大丈夫だという案件だと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 ありがとうございます。

続きまして、北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況についてです。

現状の推進計画の実施状況についてです。

藤井部会長から報告をお願いします。

○藤井部会長 部会長の藤井から地球温暖化対策推進計画に基づく施策の実施状況等についてご報告いたします。

本件は、昨年９月４日、知事から環境審議会に対して諮問が行われ、環境審議会運営要綱に基づく指定事項となっていることから、附託された温暖化対策部会において調査審議を行い、２月１２日付で答申を行っております。

お手元には、関係資料として、資料３－１から資料３－３を配付していただいておりますが、資料３－１が令和元年度の施策の実施状況等に係る道の点検結果報告書の概要版、資料３－２が点検結果報告書の本編、資料３－３が答申文の写しとなっております。

初めに、資料３－１をご覧ください。

まず、１ページの趣旨及び目的についてですが、本報告書は、北海道地球温暖化防止対策条例に規定する推進計画に基づく施策の実施状況等を取りまとめた公表用の報告書であります。

次に、２の温室効果ガス排出量の状況等の（１）の温室効果ガス排出量速報値ですが、２０１７年度の排出量は、算出に必要な国のデータの一部に未公表なものがあるため、昨

年12月末時点で入手可能なデータを用いて予測値を算出した速報値となっております。

なお、今後、国の未公表データが公表され次第、改めて排出量を算出し、確定値として公表する予定です。

2017年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で7,289万トンでありまして、基準年である1990年度と比べると10.7%の増加、前年度と比べると3.9%の増加となっております。

前年度からの増加要因は、電力排出係数の増加に加え、エネルギー転換部門でエネルギー消費量が増加したこと、運輸部門で自動車に起因するガソリン、航空に起因するジェット燃料の使用量が増加したことなどが考えられます。

推進計画における削減目標は、2020年度の排出量を基準年から7%削減するとしており、目標達成は残念ながら厳しい状況にあると考えます。

次に、4ページの(2)の削減シナリオの進捗状況についてですが、図4の削減シナリオの進捗状況全体をご覧ください。

2020年度の削減目標に向けて直線的に削減が進むとした場合の2017年度の想定される削減量は649.9万トンと見込んでおりましたが、実際の削減量は152.6万トンに留まっており、全体としては計画どおりに進んでいない状況です。

次に、(3)の対策・施策の実施状況についてですが、昨年度に道が行った対策・施策について、推進計画に掲げる三つの重点施策ごとに実施状況を取りまとめました。

三つのうちの一つ目の低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換では、主な対策・施策として、企業や団体などと協働した環境教育プログラム、エコドライブと交通安全を併せた普及啓発の実施、民間団体による地球温暖化防止対策活動への支援などに取り組んでいますが、それらの評価として、省エネや節電などの継続的な取組を促すため、より効果的な普及方針の検討や幅広い対象への普及啓発などが必要とされています。

次に、5ページの三つの重点施策のうちの一つ目の地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等についてですが、水素社会の実現に向けた普及啓発や省エネ・新エネの導入促進、バイオマス産業、都市構造に位置づけられた事業化プロジェクトの支援などに取り組んでいますが、それらの評価として、今後、産学官が連携した取組の推進や地域特性に応じたエネルギーの利活用システムの構築などを進めることなどが必要とされています。

重点施策の三つ目の二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進についてですが、二酸化炭素吸収源の確保に向けた森林整備や木材の利用、木育の普及、木質バイオマスの利用拡大などの取組を実施しておりますが、それらへの評価として、間伐などによる森林の整備、保安林制度による適正な森林の保全、木質ペレットなどの利用拡大などの取組推進が必要とされています。

以上が令和元年度の道の点検結果報告書の概要となります。

続きまして、答申の内容を資料3-3で説明いたします。

1枚物の資料の裏面をご覧ください。

まず、脱炭素は、既に世界的な潮流であるとともに、コロナ禍による生活様式の変容といった社会の変化などを踏まえ、取組をより一層強化する必要があるという意見が部会委員から出されたことから、前文として明確に記載しております。

次に、1の温室効果ガス排出量の状況等についてですが、温室効果ガスの排出量はおおむね横ばいで推移しており、削減目標の達成は依然として厳しいものの、道や国の2050年までの実質ゼロ表明を踏まえ、取組を一層推進していく必要があるということ、また、削減シナリオの進捗状況も全体としては計画どおりに進んでおらず、フロン類の適正管理とともに取組を一層推進する必要があることを記載いたしました。

次に、2の施策の実施状況等についてですが、関係者が連携して様々な施策に取り組んでいるが、削減目標の達成は同様に難しく、より効果的な施策の実施を検討する必要があること、また、道民やNPOなどの取組についてきめ細やかな把握に努め、最新事例を情報発信することで各主体の主体的な取組がより一層推進されるよう支援が必要との意見を盛り込んでおります。

最後に、3の今後の施策等についてですが、今後の施策の展開に当たり必要な留意事項を以下に丸ポチで六つ掲げております。

一つ目として、脱炭素社会の実現に向けて、広く道民の皆さんや事業者の皆さんの理解を促進するとともに、多様な主体が連携協働し、取組の推進等を検討すること、二つ目として、胆振東部地震による大規模停電の影響を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入を促進すること、三つ目として、道民事業者等による節電や省エネに関する取組の重要性を認識し、より一層の取組を促進すること、四つ目として、地域における推進体制を確保するため、市町村や民間団体への必要な支援を行うこと、五つ目として、気候変動の影響への適応に関して情報収集や理解促進に係る施策等の実施に加え、適応センター機能の確保の取組を着実に進めること、最後に、六つ目として、森林吸収源の確保に向けた計画的な森林整備を推進すること、以上を評価結果として取りまとめております。

道におかれましては、この評価結果を踏まえ、引き続き気候変動対策の取組を積極的に進めていただきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○中村会長 これは答申がもう終わっているものとなります。ですから、この審議会では意見交換となってしまうかと思うのですが、藤井部会長もおられますし、地球温暖化部会のメンバーもおりますので、今後のことも含め、議論していくこともありますので、ぜひご意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

このままやっていたら2030年の35%は絶対に無理だということが明らかですね。

○児矢野委員 実施状況のところの2017年度についてです。今ご報告がありましたし、会長も仰っていましたけれども、1990年比で10.何%増加、前年度と比べても3.

9%増加になっているということです。

先ほどの2030年に35%削減も計算の積み上げ方式というのでしょうか、3.9%増えてしまっているのですけれども、これも考慮に入れ、その上でもなおやっていけないかという計算方法だと理解していいのでしょうか。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 現計画の目標年度が2020年度となります。しかし、実際に国から出されている公表データ数値は、先ほどご説明させていただきましたとおり、遅れて出てくるということもありまして、今回のものは2017年度の、それも、速報ということで、まだ確定のしていない数値となっております。

また、今回、部会でご審議いただきましたのは、あくまで、2013年度の実績に対して何%を削減するかということについてであり、経過年度について、ある程度のトレンドはありますけれども、今年度につきましては、国際的なエネルギー機関でも、コロナの影響で7%から8%消費は排出が下がるだろうという予測もありまして、別のところはまだ見ていないという状況です。

○中村会長 ということで、基準年を2013年で計算しているということです。

ほかにいかがでしょうか。

○武野委員 温暖化部会に入っておりますので、本来はそちらで聞くべきだったのですけれども、この点検報告というのは今回が最後になるのでしょうか。

つまり、現計画の評価といいますか、データがないものですから、2018年度から2020年度が評価できないままなのです。新計画に行ってしまった場合、現在の計画の最終評価というのは行わないまま終わってしまうのか、あるいは、どこかの段階でもう一回遡って行うのでしょうか。

実際、今お話にありましたように、コロナの影響など、北海道としては大きいウエートを占めるものがあると思うのですね。単純にここで切ってしまうと、前の計画より10.7%も増やしてしまったではないかということで終わってしまうことになるので、念のため、お聞きしておきます。

○事務局（土肥気候変動対策担当局長） 点検評価というのは施策の実施状況に対してということになっております。今回は令和元年度の施策の評価で、現行計画の期間が今年度までありますし、令和2年度も施策があるので、その点検評価は当然しなければいけないと思います。

ただ、先ほどもご説明しているとおおり、温室効果ガス排出量の実績データとずれたまま点検評価をやっているわけですね。正直、私どももこの状況はどうかと思っているのですが、どうしてもこの数字しか出せず、そのようにやってきているのが現状です。

なお、点検評価につきましては、今年で終わりという意味ではなく、計画の施策がある以上はそれの点検評価はいたします。ですから、少なくとも、来年度には点検評価を同じようにやらないといけないと思っています。

そのときの実績の数字についてです。このように数字の時点が違うままでやっていくのもどうかとは私どもも思っておりますが、算定する方法が国から示されていますので、なかなか簡単にはいかないのですが、もう少し早い数字をお見せし、点検評価をやっていくことがこれからの仕組みの中では必要かなと思っております。

そのやり方については検討させていただき、部会の皆さんや審議会の皆さんにもご相談をさせていただければと思っております。

○中村会長 ちょっと間が空き過ぎてしまうので、昔の宿題をやらなくちゃいけないようになかなかやりづらいのですけれども、そういうことだそうです。

例えば、この現状の値を今回の目標の値で計算してみたら、実際にはこれぐらいしか達成できていなかったみたいなものが出るのではないですか。それとも、そうはいかないのですか。

1軒当たりどのぐらい削減できるか、1台当たりどのぐらい削減できるかが出ていましたよね。あの目からいくと、全然削減できていないといいますか、要はこの年代は目標に近づいていないということが分かるのではないのでしょうか。

言いたいことは、難しいかもしれませんが、現在の削減目標に沿った計算をやってみたら、過去のをどう評価できるのかということとはできないかということです。ひとまず、そういうものがあると今回議論した第3次の議論と過去のものが多いかは結びつかないかなと思った次第です。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 このままやっていたら絶対に35%なんていうのは夢物語になるので、いよいよとなってきたら、当初、35%を積み上げた各部署に対し、ある部署はできていませんよということを環境審議会からほかの審議会に通知し、彼らがそこを変えてくれるようにしていただくことになるかと思えます。もちろん、それは強制的な議論ではないと思うのですけれども、宿題ができていないかどうかをできれば公開していくべきだと思います。

この審議会も公開されており、報道の方もおられますが、それを各部署に公開していただければ、北海道のどの部署でちゃんとできないかが分かると思います。そのぐらいのインパクトがあるものかなという感じがします。

それでは、まだ何かありましたら、全体を通じてのところでお聞きしたいと思います。

次に、その他の報告事項ということで、北海道環境基本計画第3次計画の策定についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(木内主幹) 私からは、資料4-1に基づきまして、北海道環境基本計画[第3次計画](素案)に係る道民意見提出手続の結果等についてご報告いたします。

北海道環境基本計画[第3次計画]につきましては、昨年10月に開催いたしました第3回審議会におきまして、計画の素案に対し、審議会から答申をいただいたところでござ

いますが、その後、11月25日から12月25日までの1か月間、パブリックコメントの募集をいたしております。

意見の提出状況といたしましては、33個人、8団体から、総数にして170件と、非常に多くの意見の提出がございました。

主な意見といたしましては、第1章の総論におきましては、計画の位置づけや性格に国や道による2050年までに脱炭素社会を目指す旨の宣言について記載すべき、社会経済の状況にデジタル庁創設の動きを記載すべき、将来像のイメージに水素エネルギーの活用について記載を加えるべきなどといったご意見が寄せられたほか、施策の基本的事項を定めております第2章の施策の展開におきましては、地球温暖化対策の推進に熱利用、建物の省エネ化、運輸部門の脱炭素化に関する取組の記載を加えるべき、廃棄物適正処理の推進に一般廃棄物の処理に関する具体的な取組を記載すべき、NPO等の民間団体の取組方向に外来種の除去の記載を加えるべき、環境に配慮する人づくりの推進に食品ロス削減に関する取組を記載すべきなどといったご意見が寄せられております。

また、第3章の計画の推進におきましては、道民の意見の反映に関しまして、意見を収集する範囲を具体的に記載すべきなどといったご意見が寄せられております。

次に、今後の対応についてでございますが、寄せられた意見を踏まえまして、道や国の温室効果ガス排出実質ゼロ宣言など、北海道の状況について新たに追記をいたしますとともに、より分かりやすい計画とするため、施策に具体的な記載を加えるなど、表現の修正や、アルファベットの略称などが何か所かがございますが、そちらに日本語表記を併記するほか、用語解説の追加などを行った上で3月末をめどに計画として策定してまいります。

なお、資料4-2につきましては、パブリックコメントに寄せられましたご意見の概要と意見に対する道の考え方を取りまとめた一覧となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

事務局からの報告は以上でございます。

○中村会長 資料4-2にどんなことが書かれているのかはよく分かりませんが、特によろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、ひとまず先に進めさせていただきます。

次に、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定見直しについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(遠藤環境保全担当課長) 私から北海道新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定の見直しについてご説明をさせていただきます。

まず、概要として、新幹線騒音に係る環境基準につきましては、国が基準となる値と基準を設定すべき地域のタイプの区分を定め、都道府県はそこに当てはめる類型を指定することになっておりまして、道では、類型指定に当たって国が示した環境基準の告示や類型指

定の事務処理基準の指定に従うとともに、平成19年に北海道環境審議会から答申をいただいた新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る基本的方針に沿い、これまで指定をしてきているところでございます。

それぞれの区間ごと、個別の類型指定に当たっては、これまで、審議会に報告しておりませんが、今般、新幹線工事計画の修正や国の事務処理基準の具体的な運用が示され、範囲についての考え方が詳しく示されるなど、これまでの指定の一部を見直す必要が出てきましたことから、今回の類型指定の見直しの内容などについて少し詳しくご報告をさせていただくものです。

ご報告しました見直し案については、地元自治体との協議後、決定、施行をしていく予定です。

初めに、資料はありませんが、北海道新幹線の現状について簡単にご説明します。

ご案内のとおり、平成28年3月26日に新青森―新函館北斗間が開業し、走行距離は149キロメートルで、65%がトンネルになっています。現在は知内から新函館北斗駅までの40キロメートルで、1日、下りと上りの各13本で運行しているところでございます。そこから先の新函館北斗―札幌間につきましては2030年に開業を予定しており、運行距離は約212キロメートルであり、80%がトンネルというふうになっております。

特徴としてトンネル区間が非常に長いということがありますが、騒音の規制においてはトンネル区間が対象外となっておりますので、これからご説明させていただく類型指定に関しては、開業区間、未開業区間を含め、トンネル以外の地域を指定の対象として見直しを行おうとするものです。

まず、資料の1ページをご覧ください。

左上の1の新幹線騒音の環境基準についてですが、環境基準は、ご存じのとおり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が環境基本法に基づき、定めています。

新幹線騒音の環境基準につきましても、新幹線鉄道騒音から通常生活を保全する必要がある地域について類型に当てはめ、すなわち、環境基準の設定をすることとされており、人が住んで寝起きするような住宅地などについては住居系の地域として類型Ⅰを適用し、商店や工場など、人はいるけれども、住宅地ではない非住居系の地域に適用として類型Ⅱを当てはめ、類型Ⅰは70デシベル以下、類型Ⅱは75デシベル以下と定められています。

道では、この類型指定を当てはめる地域を指定するとともに、基準を設定する地域について、類型ⅠとⅡのどちらを当てはめるか決めますが、国が定める事務処理基準に基づくこととされております。

その主な内容ですが、類型の当てはめは、新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要がある地域について行うこと、そして、類型の当てはめに際しては、土地利用などの状況を勘案して行うこととされております。

次に、2の類型指定の状況についてです。

指定に先立ちまして、道では、参考資料の1ページにありますとおり、平成19年4月に新幹線騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の範囲の指定について環境審議会に諮問し、部会を設置しましてご審議いただきました結果、国の環境基準や類型指定に係る事務処理要領に基づいた上で北海道新幹線の環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る基本の方針について取りまとめていただき、同年6月に答申を受けたところです。

答申の具体的な内容ですが、参考資料の2ページにありますとおり、環境基準の類型を当てはめる地域の範囲、どこの範囲とするか、どういったところにどういった類型を当てはめるか、公開の方法等、当てはめの時期、見直しの実施について示されております。

具体的には、参考資料の一番後ろのところにありますとおり、原則、地域を当てはめる範囲として、発生騒音の予測評価等の結果から、安全も見込みまして、軌道中心の両側300メートルまでの区域とすることとし、上の図ですと網かけの部分の範囲になります。また、トンネル区間につきましては、先ほど申しましたとおり、当てはめる区域とはしませんが、出入口付近150メートルまでを範囲としております。

また、トンネル区間と同様に、都市計画法に基づく工業専用地域や河川区域、山林原野、農用地等は当てはめる地域としないこととしているところです。

参考資料の2ページに戻りまして、基準の類型の当てはめについてです。

実際に類型を当てはめるに当たりましては、土地利用の状況を勘案するとなっておりますが、各市町村が定めております都市計画法に基づく用途地域の定めに従い、住居系の地域は類型Ⅰ、その他を類型Ⅱにそれぞれ対応して当てはめることとしています。

表が参考資料の後ろのほうにありますけれども、それに沿って行います。

また、用途地域の定めのない地域に関しましては、住居系の地域に相当する地域を類型Ⅰ、その他を類型Ⅱに当てはめることとされています。

当てはめを行う時期ですけれども、工事計画の実施認可後、開業までの間に速やかに行うとされております。また、見直しについては、おおむね5年ごとに土地利用などの状況に応じて行うこととされております。

そうした中、資料の1枚目に戻りますけれども、道においては、答申の基本の方針に基づき、尻内から新函館北斗の間の類型指定を平成19年6月に、新函館北斗ー札幌間について、まだ開業はしておりませんが、既に平成28年3月にそれぞれ類型指定を行い、当てはめの指定を行っているところでございます。

次に、3の見直しの必要性についてです。

これまでの指定から現在までの間に状況が変わってきているところもありまして、見直しを行う必要が出てきてまいりました。

一つ目は、工事計画の変更です。未開業の新函館北斗から札幌の間で、札幌駅の近郊や北斗市、八雲町の一部で路線が地中化されトンネル区間が増えるということで工事の計画が変更されましたので、それへの対応という形での見直しを行います。

二つ目は、先ほど申しましたが、環境省から処理基準の適切な運用についての通知が出

されまして、類型指定の処理基準の運用に際して、各都道府県でばらつき等があったものに対して全国一律の考え方が示されましたことから、これまで道で指定してきた指定について見直す必要があるものが出てきましたので、その対応として見直しを行います。

三つ目につきましては、5年がたって、前回の指定から沿線自治体での土地利用の状況等に変化がありましたので、その対応として類型指定を見直そうとするものです。

見直しのポイントです。

右側のほうになりますが、今申し上げましたとおり、トンネルの地中化に伴い、そのところは指定を削除します。また、処理基準の適切な運用の考え方にに基づき、類型を当てはめる地域の範囲、そして、住居系の地域に相当する類型の当てはめについて見直しを行う予定としております。

2ページの裏面をご覧ください。

これまでの指定の考え方のほか、今回示された環境省通知を比較し、どのように見直すかをまとめております。

類型を当てはめる地域の範囲についてですが、現在は計算式による発生騒音の推計や他県の当てはめ地域などを参考に、通常的生活を保全する必要がある範囲として、一律、軌道中心から300メートルを範囲とし、基本の方針でもそのように設定されておりますので、それに基づき当てはめを行ってきていました。しかし、環境省通知におきましては、通常的生活を保全する必要がある範囲に関し、開業区間に関しては実測した騒音の値に基づいて推計を行い、判断することとされました。

現行では、基準を超える可能性のある範囲として、両側300メートルを取れば十分という考えでございましたけれども、この予測条件も変わりましたし、沿線区間の6か所で道による騒音測定を行っていることから実測値に基づく推計が可能になりましたので、通知に従い、実測に基づいて範囲の中で類型を見直すことといたしました。

具体的には、直近5年間の騒音の測定では、最大値で77デシベル、これは軌道中心から25メートル地点の測定値ですけれども、距離により騒音は減衰していきますので、軌道中心から130メートル地点を超えれば類型Ⅰの基準である70デシベルに達しないことが推計されます。

ですから、今回の見直しでは、開業区間については130メートルまでを通常的生活を保全する必要がある範囲として、それより外側の区域については基準を超えるおそれはないとして指定から外すことといたします。

未開業区間につきましてはまだ実測値がないので、現行どおりとし、今回、見直しは行いません。

次に、住居系の地域に相当する類型の当てはめについてです。現行では通常的生活を保全する必要がある範囲である300メートルの中で土地利用などの状況を勘案して住居系に相当する地域を類型Ⅰ、そのほかを類型Ⅱとして、家屋があれば、その家屋の数、また、ばらけていたり密集していたりにかかわらず、人の住んでいる地域とみなし、その住宅

の敷地を類型Ⅰに当てはめていましたけれども、このたびの環境省の通知で住居系の用途地域に相当する地域の判断に当たっては地域を一体として捉え、居住人口や人口密度、居住実態などを総合的に勘案することとされました。

そこで、今回の見直しでは、家屋の密度が同じような土地利用の状況でも、地域を一体として捉えることで、人口密度により住居系の地域に相当するかどうかを判断して当てはめを行うこととします。

そのため、これまででは、家屋があれば類型Ⅰとしましたが、人口密度等を勘案した上で、住居系の地域に相当するものは類型Ⅰとして、点在して家屋があるようなところ、密度の低い地域については類型Ⅰから類型Ⅱへ見直すこととしています。

ただし、住居系の地域に相当するかどうかについては、当然、地元市町村の意見を伺いながら、各市町村における都市計画や用途地域の指定の考え方を反映していく予定です。

以上の内容について見直しを行っていかうとするものですが、審議会から答申をいただいた基本的方針の内容についてはそのままとし、その中で類型の当てはめを見直そうとしているものでございます。

最後に、スケジュールについてです。

先ほども申しあげましたとおり、沿線の市町村のご意見を伺いまして、市町村案の作成をお願いした上で、3月に道案を策定して、4月に市町村に意見照会を再度行い、5月に決定し、告示、施行をしていく予定です。

今回の見直しを実施しましても、沿線住民の皆様の健康が保護され、生活環境も保全される見直しとなりますよう、地元の意見を十分に伺った上で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中村会長 それでは、今のご報告についてご質問等ありましたらお願ひいたします。

水環境部会では、トンネルが多いので、トンネルの廃土の問題がちょっと議論になりました。ただ、事業者側の委員会に道のメンバーも出ておられるということで、水質について問題があれば、チェック機構が働くということだそうです。今回は音についてということですが。

僕もこれについては初めて聞いたので、質問しますが、130メートルの理屈というのは、6か所で測っていて、しかも、非常に近くで70幾つが出ているとのことですが、騒音を低減させるような公式があるのですか。というのも、どこでも本当に130メートルでいいというのは、ちょっと言い方が悪いですけども、雑だなと思ったのです。

ここには実測値に基づきと書いてありますし、どうも130メートル離れたところで測っていなさそうなお説明だったので、その辺も含めてお願ひします。

○事務局（遠藤環境保全担当課長） 我々が測定した最大の値が25メートル地点で77デシベルでした。どの測定場所でも25メートル地点で測定しているのですけれども、当然、軌道から離れますと音は小さくなっていきますので、その離れ具合でどの程度減衰するか、国で試算されたものが示されております。それに基づきますと、例えば、50メー

トル地点、100メートル地点、125メートル地点等で見ているのですが、130メートルまで行くと70デシベルを超えないという結果になっております。また、ほかのところは77デシベルより低い実測値でしたから、当然、130メートルより向こう側では70デシベルを超えることはないという判断であります。

○中村会長 25メートルのところでは70幾つだったということですね。そして、6か所とかなんとかという箇所数もある程度は決まっているのですか。

○事務局（遠藤環境保全担当課長） 道で測定計画を決めまして、例えば、住宅が密集しているようなところ、もちろん、類型を指定しているところですけども、そういったところで測っています。

例えば、北斗市の過去の実績ですが、77デシベルが最高の値でして、それを一番大きな値として判断しています。

○中村会長 もちろん、精度を高くとなれば、もっとたくさんやればいいという議論になるでしょう。だからといって、行政はそんなにできないということもあるでしょう。取りあえず、適正なやり方で適正な箇所数でやった結果、今言っているような結果だったということですね。

300メートルが130メートルと半分以下になるので、結構狭くなるよなという感じがするのですが、そのエビデンスはちゃんとした形で決められたということなのですね。

○事務局（遠藤環境保全担当課長） 大きく言えば、距離が倍になると4デシベルくらい下がるということです。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、報告事項については終了いたします。

続きまして、先ほどの答申についてです。

事務局からお願いいたします。

○事務局（北村環境政策課長） 続きまして、北海道地球温暖化対策推進計画の見直しにつきまして、答申準備ができましたので、答申に進みたいと存じます。

現在、皆さんに答申文を配付させていただいております。

それでは、中村会長、お願いいたします。

○中村会長 いつもならば局長と受け渡しをするのですけれども、今回、コロナもあるということで、私が読み上げます。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）の策定についての答申です。

平成28年——2016年7月27日付、低炭素第166号で諮問のあったことについて、別添のとおり意見を附して答申します。

北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）策定に関する答申に係る附帯意見。

北海道は、新しい地球温暖化対策推進計画（第3次）の策定に当たっては、現在策定中の道の関連計画と整合性を図ること。また、脱炭素社会の実現に向けた潮流は、国内はもとより、世界で加速すると考えられることから、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間の中間年にかかわらず、弾力的に見直しを図り、効果的な施策の推進に努めること。

令和3年2月15日。

北海道環境審議会会長中村太士。

それでは、答申いたします。

○事務局（山田環境局長） ご答申をいただきました。誠にありがとうございました。

部会での重なるご議論、そして、本日も活発なご議論意をいただきまして、誠にありがとうございました。

本計画につきましては、年度内の策定に向け、作業をこれから進めてまいります。

また、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして鋭意取り組んでまいりますので、今後ともご助言等を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○中村会長 本日の議事は、これで終了いたしました。全体を通し、言い忘れた、もしくは、何かほかに疑問点がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 議事内容とは全く無関係のことです。こうすべきだという話ではなく、コロナのこともあって、多くの会議ではオンラインを積極的に導入しています。例えば、ハイブリッドという試みもなされているのですけれども、この審議会はどうなのでしょう。

事前にオンラインではないと出られないかどうかという質問はいただいていたと思うのですが、積極的にオンラインを導入していく計画はおありなのでしょうか。

○中村会長 部会によってはオンラインでやっています。地球温暖化部会はやっている一方、水環境部会はやっていません。多分、資料の内容のほか、いろいろとややこしいものもあるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（北村環境政策課長） このような状況でございますので、可能な部会なり審議会に関しましては可能な限りオンラインの活用は考えたいと思います。

ただ、今日も活発な議論がありましたように、そのように議論をしていただきたいと考えられるものがありますし、内容的に複雑でじっくりと説明したいものの場合、可能な限り対策を講じて皆様を集まってもらいたいと考えております。

もちろん、緊急事態宣言等、特別な宣言がある場合については積極的にオンラインの活用を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○児矢野委員 お考えはよく分かりますし、私もなるほどと思うところもありましたが、一つに地方から来る委員は公共交通機関を使うということがありますよね。オンラインが導入されていないとちゅうちょされるのではないのでしょうか。

例えば、今日、白木委員が網走からおいでになるということで出席になっていましたけれども、やっぱり今日はやめますと仰っていたのですね。

それに、北海道は広いですよ。札幌の人はそうは感じにならないかもしれませんが、遠くから来る委員のことを考えますと、こういう状況なので、なるべくご検討いただくといいかなと思いました。

また、今後、コロナが収まった後でも、オンラインを導入されているということであれば、地方からも積極的に審議会に参加していただけるというメリットもあるかもしれないと思うのですね。

もちろん、技術的なこともありますし、道庁のご都合もおありでしょうし、仰ったように、状況によってということはあるとは思いますが、なるべく前向きにお考えいただくと、特に地方の人にとってはいいかなと思いました。

○中村会長 仰るとおりだと思います。ただ、議論が必要なときにオンラインではなかなかうまくいかないということがあるとも感じます。

例えば、大きな審議会など、1人につき1回や2回しかしゃべれないものだと発言は3分以内にしてくださいというものがあります。ああいうものはオンラインで十分ですが、今日みたいにひょっとしたら皆さんから議論がいろいろと出てくるかもしれないというときはオンラインではないほうがいいと思うのです。

そうであればハイブリッドでやればいいと思うのです。ここにマイクを置いておき、札幌の人たちや来られる人はここに来て、来たくない人はオンラインを使っていただくというものです。白木委員は分かりませんが、ひょっとしたら大学から札幌には行くなという規制がかかっているかもしれないですよ。そういう方がちゃんと出られるように、その方にマイクを設置してやることはやろうと思えばできますし、そこら中でやっています。ですから、今仰ってくださったことについてはご検討をいただければと思います。

コロナにより、オンラインが増え、オンラインばかりとなるのもつらいところがありますが、今言われたように、地方の人たちが出られるようになることは我々にとってはメリットのような気がしますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○武野委員 中身に関らないデザインの話についてです。

表紙はこれになると思うのですが、`「Zero Carbon Hokkaido」`とアルファベットで書いてあるところはいいとして、「地球温暖化対策推進計画（第3次）」の副題である「脱炭素への挑戦 新たな未来の創造」のところをもうちょっと強調していただきたいなと思います。

○中村会長 武野委員は、たしか、部会でも仰っていましたよね。

要は、道民の皆さんに見ただけのような、それを目指すようなデザインにしていただければなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、事務局にマイクをお返しします。

5. 閉 会

○事務局（北村環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては、年度明けになりますけれども、5月から6月頃を予定しております。その際には事務局から委員の皆様に日程を照会いたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上